

Title	近代日本における統治機構整備と議会開設： 明治五年から二四年までの清浦奎吾の経歴を通して
Sub Title	Institutional change in Japan, 1872-1891 : the experiences of Kiyoura Keigo as a government official
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2012
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 (The Hiyoshi review of the social sciences). No.23 (2012. ) ,p.52(17)- 68(1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20130331-0068">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20130331-0068</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 近代日本における統治機構整備と議会開設

——明治五年から二四年までの清浦奎吾の経歴を通して

小野修三

### はじめに

国民国家の目的は国民形成である以上、近代日本にあっても政府それ自体の機構整備をいかに図るかという課題と、その政府が国民の要求との間の関係をいかに築くかという課題は不可分であったが、その二つを概念上識別する時、後者の側の出来事である政府と国民とが初めて連続したのは、明治三年（一八九〇年）の第一回帝国議会の招集時であり、それ以前には内閣（明治一八年以前は太政官）が行なう統治と国民が行なう政治的要求とは両者を交差させる議会制度を持たず、不連続であったと考えられる。明治七年の民選院設立建白書の文言を引けば、「有司ノ専裁ト人民ノ輿論公議ヲ張ルト其賢愚」に関して、「有司ノ専裁」の方が「賢」であるとの主張が政府の側で優勢のなか、「人民ノ輿論公議ヲ張ル」機会としての議会開設が、明治一四年の勅諭「将ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ朕ガ初志ヲ成サントス云々」によって約束されるに至った。<sup>(1)</sup>

本稿では明治前半に政府の内部で起こっていた機構整備に係る出来事と、それに続く政府と国民との関係が不連続から連続へと変化する出来事の二種類の、しかし深く関連した事柄を、政府の側に位置した清浦奎吾に即して観察してみたいと思う。具体的には、嘉永三年（一八五〇年）生れの清浦奎吾の、明治五年（一八七二年）から明治二四年（一八九一年）までの、その年齢にして二二歳から四一歳までの伝記的な資料の確定が第一の作業となる。<sup>(2)</sup>

## 第一章 埼玉県庁への出仕

清浦奎吾に関する埼玉県立文書館所蔵文書のなかで、日付が最も古いと思われるのは明治六年一月付の次の一枚である。すなわち、「第廿壹區小學第三校／大教授／清浦奎吾／出仕學校掛手傳申付候事／明治六年一月 埼玉縣<sup>(3)</sup>」。そして次に古いと思われる文書が明治六年五月付のものである。すなわち、「二等教授／清浦奎吾／十四等出仕申付候事 明治六年五月廿五日／學校掛申付候事 同<sup>(4)</sup>」。なお

「」は原文における行替を意味する。

また同文書館所蔵文書で表紙に「明治七年十二月十日調／官員履歷」と記された庶務部の文書束に、次の履歷書類が綴じられている。すなわち、「白川縣貫屬士族／清浦奎吾／嘉永三年庚戌二月十二日生／明治五年申年十一月□日埼玉縣小学校教員申付候事 同六癸酉年二月□日二等教師學務改正掛申付候事 同年三月□日一等教師申付候事 同年五月廿三日埼玉縣十四等出仕申付候事 同年十一月七日任埼玉縣權少屬 同七年甲戌年三月八日任埼玉縣少屬 同年六月五日任埼玉縣權中屬<sup>(5)</sup>」。なお「□日」とした箇所は日付が未記入の箇所である。またこれと書式が若干異なるが、ほぼ同一内容のものが官房部の文書束のなかに綴じられている。

さらに明治一四年までの事項が記された庶務部の文書束に、次の履歷書類が綴じられている。すなわち、「履歷書／熊本縣士族／清浦奎吾／嘉永三戌年二月十二日出生／明治五年十一月八日 埼玉縣第廿壹區小學大教授申付候事／明治六年一月 出仕學校掛手傳申付候事／明治六年二月 埼玉縣二等教授申付候事／明治六年三月 埼玉縣一等教授申付候事／明治六年五月廿五日 埼玉縣十四等出仕申付候事／明治六年十一月七日 任埼玉縣權少屬／明治七年三月八日 任埼玉縣少屬／明治七年六月五日 任埼玉縣權中屬／明治九年一月廿八日 任埼玉縣中屬<sup>(6)</sup>」。

埼玉県立文書館で他に確認出来る文書としては、後の内務省警保局長時代の、吉田清英埼玉県令宛書簡（明治一八年七月三日付<sup>(7)</sup>）がある。また『埼玉人物事典』によれば、清浦は明治「九年四月には第五課（學務課）長に就任し（中略）八月には九等出仕として司法省<sup>(8)</sup>」入省したとあるが、この明治九年四月以降の清浦の履歷に関する第一次資料は同文書館には見当たらないように思われる。以上の埼玉県立文書館所蔵の第一次資料および『伯爵清浦奎吾傳』上卷（昭和一三年）に収録されている清浦自身の証言「清浦伯談<sup>(9)</sup>」にし

たがって清浦の「埼玉県庁への出仕」を年表にしたいと思うが、それに加えて清浦家所蔵の履歴書（農商務省便箋、内閣便箋、清浦家用紙に筆記されたもの三種<sup>10</sup>）も参照し、日付に差異のある場合にはその履歴書に依拠することとする。すなわち、

嘉永三年（一八五〇年）二月一四日 明照寺住職大久保了思の五男として肥後国鹿本郡来民町（現・熊本県山鹿市鹿本町来民）に出生

明治五年（一八七二年）	一月 八日	埼玉県第二十一区小学第三校大教授申付
六年（一八七三年）	一月	出仕学校掛手伝申付
同年	二月	埼玉県二等教授申付
同年	三月	埼玉県一等教授申付
同年	五月二五日	埼玉県十四等出仕申付／学校掛申付
同年	一月 七日	任埼玉県権少属
七年（一八七四年）	三月 八日	任埼玉県少属
同年	六月 五日	任埼玉県権中属
九年（一八七六年）	一月二八日	任埼玉県中属
同年	八月二一日	補司法省九等出仕

なお、清浦の埼玉県出仕（学校掛）に関しては、明治三八年刊の鳥谷部銚太郎（春汀）著『時代人物月旦』によれば、「彼れは明治五年学術研究の希望を以て東京に來りしと雖も、當時日田縣知事より埼玉県知事に轉任せられたる野村盛秀氏は、彼れに仕官を慫慂して遂に埼玉県學務課に奉職せしめたり<sup>11</sup>」とある。これに対して昭和一三年刊の井上正明編『伯爵清浦奎吾傳』は日田の咸宜園での七年間の生活を踏まえて、格段に丁寧な説明を行なっている。すなわち、天領日田が明治維新後に日田県となった時の県令松方正義、その

後任野村盛秀の両者との咸宜園都講としての清浦の縁から、明治五年の上京に関して、編者は「日田縣令であつた松方正義が大蔵省租税頭となつて、霞ヶ関に居住することを聞いて、その邸を訪問すると、生憎、長崎出張中で留守であつた。この場合、伯が東京の近縣埼玉に縣令をして居る野村盛秀を想ひ出で、彼れの意見を聴かうと決心したのは、寧ろ自然であつた」と説明している。<sup>(12)</sup>そして、この点をめぐる清浦の証言を次のように紹介する。すなわち、

「私が埼玉へ行つたのは、二十三の時であつた。その以前私は少し横文字を学びたい積りで、東京へ出て居たが、一日埼玉の野村君を訪問すると、同君はやあく<sup>(11)</sup>と驚いて、一體何うして居るのだ。これから何うする考へだなど、質され、私が洋學研究の志を告ぐると、野村君の言ふことに、君は學問の方ではもう澤山だと思ふ。實はこの頃、文部省から學制なるものが頒布されたが、これによると大學、中學、小學と各々學制が定められ、小學なども『邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す』云々の學問普及の朝廷の思召であるから、本縣においてもこれに基いて、教育普及の準備を急いで居る次第で、今日君に會つたのは幸ひ、どうか本縣に來て教育の方面に力を致してもらひたいと云ふことを勧められ、私としても先輩の言に従ふのを善しとして承諾した。かくして新設されることに為つて居た學校改正所に勤務すると云ふことで、初めて埼玉縣に官途の第一歩を踏み出し、暫らく縣下の實際教育の任に就事したものである。<sup>(13)</sup>」

「邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す」との明治五年八月の學制頒布（太政官布告二一四号）後の状況のなかで、清浦は数ヶ月間の第二十一区小学第三校（風渡野學校、現・さいたま市立七里小学校）大教授の経験を経て埼玉県學校掛として勤務することとなる。言い換えれば、自身が教職に就くことから始まり、次には教職に就くべき人材育成、制度運営に取り組んだわけである。なお残念ながら、明治三五年刊の墨堤隱士による『大臣の書生時代』、『明治人物の少壮時代』の両著は虚実を交えて「丁度明治三年の秋風吹き始めし九月の頃鐵脚孤筇、青天井を笠となし、大地を履として辛くも幾多の旅路を重ねて浦和へ流れて來た（中略）やつとの事で北足立郡風渡野村といふ處の小學校教員と成られた」<sup>(14)</sup>などと記していた。

また明治九年八月一日付で清浦は「補司法省九等出仕」となるが、これは文字通り、司法省が清浦の才知に着目して彼を選んで欠員補充したことを意味する。ただ清浦自身は当初誰がそのように司法省に自分の存在を知らしめたのか見当が付かなかつたようである。

『伯爵清浦奎吾傳』の編者はこの点について清浦から直接聞いたと思われる事情を書き記している。すなわち、「然し微かながら伯の想像し得た唯一の手懸りは、當時司法省検事局の大検事をして居た鹿兒島出身の岸良兼養（大久保公の親友）の弟俊介であつた。俊介は豫ねて埼玉県廳に奉職して、清浦伯爵とも熟知の間柄であつた。自然、彼れを通して、司法省方面にも、伯に関する消息が傳へられたであらうことが推知せられた」<sup>(15)</sup>。

## 第二章 司法省への出仕

『伯爵清浦奎吾傳』上巻（昭和二三年）の「清浦伯談」において、「（前略）又刑法を運用する治罪法、即ち今日の刑事訴訟法は、大検事岸良兼養氏が委員長と為り、取調委員には後に大審院長と為つた横田國臣氏や私などが居て、これに従事し、草案は矢張り（刑法と同様に——筆者注）ボアソナード氏から提出せられた。而してその通譯には、司法省に設けられた法律学校の正則科卒業生の龜山貞義、橋本胖三郎、内藤、岸本、堀田など云ふ人であつた。取調委員会ではこれ等の人々によつて翻譯せられたボアソナード氏の提出案に就いて、逐條審議の手續きを取つたが、當時としては、又大業であつた」<sup>(16)</sup>とある。

この治罪法草案が明治一二年の暮れから一三年の初めに出来上がり、元老院で審議される際に、清浦はその説明役を命じられたが、明治一三年四月九日付元老院會議筆記には「物件差押」の説明として「抑々身體自由の権利は凡そ人類の幸福を享受する最第一に位置し、又國民の家宅は侵すべからざる金城湯池なるが故、人身の自由、家宅の不侵を以て、治罪の原則となし、裁判確定に至るまでは、無罪純白を以て被告人を待つべきもの云々」<sup>(17)</sup>と述べていた。

清浦は明治一三年一月に出版された『治罪法講義 隨聽隨筆』、副題が「清浦奎吾氏口述 東京警視第二方面第三分署員 筆記」のなかで、同じ「物件差押」の個所で、同様の説明をしていた。すなわち、「身體自由ノ權利ハ凡ソ両間（天と地の間——筆者注）ニ生活スル人類ノ為メニ百福萬幸ノ最第一タリ國民ノ家宅ハ侵ス可ラサルノ金城湯池ナリ故ニ人自由家宅不侵ヲ以テ治罪ノ原則ト為シ

又刑ノ裁判言渡確定スルニ至ルマテハ無罪純白ヲ以テ被告人ヲ待ツ云々<sup>(18)</sup>。

ここに国家によって国民の「身體自由ノ權利」を保証するという、ボアソナードによって紹介されたフランス近代法思想を理解し、あらゆる人は「裁判確定に至るまでは、無罪」との一七八九年の人権宣言の原則を受け容れ、法制化する明治政府の「開明官僚<sup>(19)</sup>」の一人清浦奎吾を見る。なお、『治罪法講義 隨聽隨筆』にはその筆記者の名前がないが、『清浦伯爵 警察回顧録』には「其時警視廳の書記をして居つた人に中村敬直と云ふ人がありましたが、私の講義したものを筆記して後に之を出版せられた。それが即ち彼の『隨聽隨筆』と云ふ名が付いて二冊か出版せられて居る<sup>(20)</sup>」とある。司法官僚が警察官僚たちの前で講義する手間を取ったわけである。以下、清浦家所蔵の履歷書により明治九年からの「司法省への出仕」およびそれ以後を年表にしてみる。

明治九年（一八七六年）

大審院検事局詰申付（司法省）

一一年（一八七八年）

一月二三日

任司法三等属（司法省）

一二月一七日

任検事（太政官）

検事局詰ヲ以テ治罪法取調掛兼務被仰付

一二年（一八七九年）

一〇月二四日

治罪法草案審査委員被仰付（太政官）

一二月二五日

任司法権少書記官

一三年（一八八〇年）

三月一日

兼任太政官権少書記官

法制部兼務被仰付

一月 八日

任太政官少書記官

一四年（一八八一年）

三月一日

治罪法草案審査委員被免（太政官）

四月二五日

兼任内務少書記官（太政官）

一〇月三一日

任参事院議官補（太政官）

			法制部勤務被仰付（参事院）
			兼任参事院書記官
一五年（一八八二年）	三月 六日		
一七年（一八八四年）	一月二二日		任太政官権大書記官兼内務権大書記官
	一三日		内局第二課勤務申付（内務省）
	二月 六日		兼任参事院員外議官補
	二五日		警保局長兼内局第二課勤務申付（内務省）
	五月二二日		任内務大書記官（太政官）
一八年（一八八五年）	一二月二二日		廢参事院
一九年（一八八六年）	二月二六日		廢官
一九年（一八八六年）	三月 三日		任内務省警保局長（内閣）
	四月一〇日		叙奏任官一等
二三年（一八九〇年）	七月 七日		叙勅任官二等
二四年（一八九一年）	四月 九日		貴族院令第一条第四項ニ依リ貴族院議員ニ任ス（内閣）
	四月 九日		依願免本官

この年表から清浦の治罪法制定との係りの他に、明治一三年三月三日をもって「太政官中ニ、法制、會計、軍事、内務、司法、外務ノ六部」<sup>(21)</sup>が置かれ、清浦は司法権少書記官にして太政官権少書記官として法制部を兼務したこと、また次に明治一四年一〇月二一日をもって「太政官中の六部を廢せられ新に参事院なる者を置かれ」<sup>(22)</sup>、清浦は参事院議官補に任ぜられ、明治一五年三月には参事院書記官を兼任し、そしてさらにその参事院が明治一八年一二月に廢止され、廢官となっていたことがわかる。太政官が廢止され、内閣が誕生したからであるが、これに伴い、清浦は内閣から内務省警保局長に任じられることとなった。



参事院の設置に関して、天野嘉子は「明治十四年政変が起きると、これを契機に、政府の強化とその保障を主眼においた官制改革が構想され、その一環として、内閣のもとに参事院を設立し、現存する太政官中の六部を廃止して、その事務を同院に移すという構想がいよいよ具体化することとなる」<sup>(23)</sup>が、この官制改革を主導した井上毅は「法の解釈権能を本来有する司法部、あるいは立法権を本来有する議会に対する不信感」<sup>(24)</sup>を強く抱きながら、「現実の政治的要素を多く取り入れた伊藤博文」<sup>(25)</sup>との闘争に敗北したと説明している。本稿の用語では井上毅は「機構整備に係る出来事」と「政府と国民との関係が不連続から連続へと変化する出来事」が深く関連していることを見通せなかったということだろうか。なお清浦はその「法の解釈権能を本来有する司法部」に当初から属し、議会開設後には「立法権を本来有する議会」と交渉することになる政府官僚であった。

### 第三章 内務省警保局長として

内務省警保局長時代の清浦の職務に関しては、明治一六年二月二日～一八年二月二日に内務卿、明治一八年二月二日～二二年二月二四日に内務大臣であった山縣有朋の意向がまず第一に反映していると見るべきである。『清浦伯爵 警察回顧録』のなかで清浦はこの点を次のように述べている。すなわち、「當時山縣公は内務行政に對して、殊に此自治制度の創成に日も猶足らずと云ふ風に勉強して居られたのでございます。即ち彼の獨逸から備入れたゲナイストの門人中に於て傑出したるモッセーと云ふ人を顧問として今日行はれて居る所の府縣制・郡制・町村制があの時に出來たのであります。其中にも警察の改良には條約改正準備關係として最も重きを置かれて、慎重なる研究の結果遂に一片の意見書を内閣に提出されました。其主要點は警察官の養成機關を陸軍の制度の如くに、即ち陸軍には士官を養成する為には士官學校あり、下士を養成する為には教導團がある。警察にも警視・警部・警部補を養成する為に警官練習所を設け、又巡查部長や巡查を養成する為に巡查教習所を設ける」<sup>(26)</sup>との建議であり、これが内閣で承認され、清浦は「警保局長兼練習所長として其實務」<sup>(27)</sup>を担当していた。

確かに、この「警察官の養成機関」を設けるといふ、山縣有朋による統治機構の整備の一環は「條約改正準備」のためであったと清浦自身は説明しているが、さらに明治二三年の第一回帝國議會招集を視野に置いたもの、つまり議会開設への準備でもあったと考えられる。まず議会の外側における政治的要求への準備は政府側では警察が専ら担う機能であり、議会開設を前提とした警察官の教育の必要性が認識されていたと言えよう。明治二四年八月に出版された『奎堂餘唾』のなかで清浦はこう述べている。すなわち、「今日マテ警察官ハ無學ナル野猪武者ナリトノ誹ヲ來セシコトナキニアラス其ノ影響タル延テ警察ノ處分ニ對シ世人ノ信用ヲ欠クニ至レリ警官練習所ヲ設ケラレタルノ趣意モ警察事務ヲ改良スルニハ警察官ヲ教育スルコト必要急務ナルヲ以テナリ」と。「従来の『オイコラ警察』では対応し切れぬとの判断が山縣内務卿（内務大臣）、清浦警保局長によってなされていたことになる。

最後に、議会の内側での政治的要求への政府側の準備がどんな形で行われたかを見てみよう。

### おわりに

清浦はその三〇歳半ばから四〇歳過ぎ頃に職責を果たした内務省警保局長当時を回顧し、同じく『清浦伯爵 警察回顧録』のなかで次のように述べていた。即ち「私の警保局長時代は非常に國論のやかましい時でありまして、彼の一時沸騰した所の國會開設請願論は是は明治十四年に至つて、来る二十三年を期して國會を開設すると云ふ詔勅が下つたので、其方は稍々鎮まりましたけれども、所謂藩閥政府に對する反抗的氣勢は少しも鎮沈しない。急躁過激なる言動行動は益々甚しいものがあつたのでございます。當時官憲の壓迫も随分酷だと云ふ議論も烈しかつた。其頃民間には人權尊重論が頗る喧しかつた。就中佛蘭西學派の中江篤介氏などはルーソーとかモンテスキューとかアコラスとかの主義を以て過激的權利論を絶叫したり、又福澤論吉翁は米國流かぶれの功利を主義とする所の議論を盛に主張せられました。一世を風靡するの勢があつた」と。<sup>(30)</sup>

清浦は〈ボアソナードによって紹介されたフランス近代法思想を理解〉した自分の側面、言い換えれば「元來言論自由ノ權ハ國民ノ

権利上最重大ナルモノタリ<sup>(31)</sup>」という理解よりも、まずは「演説會監臨<sup>(32)</sup>」の実施、つまり「會場ノ靜謐ヲ妨クル者アルモ其ノ犯罪ニ涉ラサルモノハ敢テ干渉スヘカラサルモノナリ<sup>(33)</sup>」と誤解してはならないという自分の側面を重視する人物であったのか。ルソー、モンテスキュー、アコラスを学んだ人たちと、ボアソナードを学び統治を担う自分とは議會開設後もなお不連続だと、清浦は考えていたのだろうか。

この問題を判断する上で、明治二四年三月一日の第一回帝國議會における政府委員としての清浦が行なつた発言とそれに対する議員側の反応を参考にしたいと思う。すなわち、「帝國議會開會中は、屋外において集會運動を禁じて<sup>(34)</sup>」いる保安条例に対して、同条例廢止法律案を議員側が提出した。その提案を受けて、政府委員清浦は「帝國議會を保護するが為めには、この開會中、三里以内において集會運動を禁ずると云ふことは、尤も必要のことである。成程議員諸君は極めて剛直なお方であつて、示威運動ぐらゐなことには、決して何らの御感覺もあるまいで御座いませう。然しながらこの帝國議會と云ふものは、我が立法の府であつて、而してこの歳計豫算を議する最も貴重の院であつて、社會公衆の耳目は悉くこれに注いで居ると云ふやうなことでありますからして、わが四千萬の同胞兄弟と云ふものは、この議院の安穩と云ふことは常に祈つて居る次第である云々<sup>(35)</sup>」と応じた。この答弁を受けて議員側は「本員は只今の政府委員の御演説を聴いて、最も満足しました。(この自分たち議員側が提出した保安条例廢止法——筆者注) 原案に對しましては、政府委員から駁撃を下さつたのは、誠に政府委員がその職掌を盡されましたものであると、本員は十分感佩致します。どうか後來、斯くの如き習慣の生ずることを偏に希望致します<sup>(36)</sup>」と発言した。

議會開設当初の一例に過ぎないとは言え、議會内外での攻防のなか、政府と国民とが連続し、制度としての議會が機能した瞬間だったと考えられる。清浦は大日本帝國憲法下で召集された帝國議會において政府と国民との連続が保証されるべく、国民側との交渉の最前線に立ち、議論を経て決定に至るといふ態度を持して、議員側から「感佩」される「政府委員」、すなわち清浦はまさに議會の外側と内側の両面において国民の政治的要求への準備を遂行した立憲主義者であったと言えるように思う。

確かに大日本帝國憲法の制定は近代日本が立憲制に至ることを意味したが、しかし同憲法は議院内閣制度を採用していなかったため、議會と内閣の連続性は制度的には保障されていなかった。清浦が内務省警保局長当時には、その警保局が監獄行政を管轄しており、監

獄改良にとって最も必要な「監獄費国库支弁法案」の議会通過はその在職中には実現せず、明治三二年末まで掛かった<sup>(37)</sup>。議会が政府を邪魔していると当事者ならば誰もが感じていたであろうが、しかしこうした困難状況こそ、近代日本の国民と政府が作り出す当然の帰結であった。

最後になるが、内務省警保局長当時の清浦に関する評価としては、保安条例の施行をめぐる渡辺忠威がその『警察教育の先覚者たち』のなかで、「後世、三島総監のその時の保安条例の実施ぶりが云々されているが、この条例がいかに峻厳なものであったかは、一読すれば了解される通りで、時の内務大臣山県有朋はもちろん、警保局長であった（清浦——筆者注）先生もまた同罪たるをまぬがれることはできない。当時の政治情勢、社会情勢を十分考慮に入れても、今日のわれわれとしてはいささか理解に苦しむ警察権の行使といわざるを得まい<sup>(38)</sup>」と記していた。これに対して「明治二十一年八月肥前高嶋炭坑における坑夫虐待問題の爲めに、清浦伯爵が實地視察として出張に就き、長崎控訴院検事町林誠一と共に、三池集治監典獄神原富文を伴<sup>(39)</sup>」視察を終えたのち、九月に清浦が内務省で行なった報告の一部分を紹介して本稿を閉じたいと思う。この視察には「当時の囚徒を獄外の仕事に従事せしむる慣例があり、特に三池集治監においては、石炭採掘事業に使用<sup>(40)</sup>」していたことも関係していた。

その報告のなかで清浦が「炭坑舎の重役」に対して「注意を施すべきことを勧告した」事項に、次のような事柄があった。すなわち、「負債なき坑夫にして解雇を求め、歸郷を望むものは、其の自由に任せ、口實を構へ之を抑留すべからず。毎月各坑夫に一切の計算を明示し、且つ請ふ者あれば、何時にても之れを示すべきこと。坑夫より島外の者に通信せんとするを暗に阻遏するが如き弊あらしむべからず。（中略）坑夫の寄留出入を明かにし、其の届けを怠らしむべからず。坑夫一人の過失を責めて、一組一納屋の者より過怠金を出さしむるが如き弊あらしむべからず。懲罰に関する條件に、豫め警察官署の認可を経べきこと等は<sup>(41)</sup>」。内務省警保局長清浦奎吾の主観的意図において、弱者が抱える困難さに対する同情は紛れもないだろう。なお、警保局長としての客観的な状況判断を窺える資料として、明治二十一年九月一五日付の東京日日に掲載された新聞談話も引用しておこう。すなわち、「近來高嶋炭坑夫使役の事たる社會の一問題となり、新聞紙に演説に坑夫虐待の惨状を説て止まず、是れ果して事實ならば、或る部分に付ては、政府に於ても人身保護上捨置くべからざるものあり、若し新聞紙に演説に、説く所果して事實の錯誤なるに、之を其儘に擱くに於ては、獨り炭坑舎之が為

め不利益を來たし、不信用を取るのみならず、引て一般人心の疑惑を惹起し、勞働社會力食の路を妨げ、從て生産物に影響を及ぼし、其關係する所からざるを以て、事情に依ては其事を世に公にせざるを得ざるの必要もあるべきに付、各主任に於ても其意を領し、尋問を受けたる條件に於ては虚心平氣を以て辯ぜられんことを望むとの主旨を以てせり<sup>(42)</sup>、と。「生産物に影響を及ぼす」ことは避けねばならなかつたのである。

付記 本稿執筆に際しては清浦奎明氏（塾員）より資料提供、また慶應義塾學事振興資金による研究補助（個人研究A）を受けた。ここに記して謝意を表す。

## 注

- (1) 拙稿「近代国家形成と福澤諭吉」、『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』第一五号（二〇〇四年度）四ページならびに拙著『監獄行政官僚と明治日本——小河滋次郎研究』（慶應義塾大学出版会、二〇一二年）五一―五二ページ参照。
- (2) 埼玉県庁への出仕以前に触れた伝記的資料としては、次のようなものがある。すなわち、墨堤隠士著『大臣の書生時代』（大學館、明治三十五年七月）一四三―一四六ページ。墨堤隠士著『明治人物の少壮時代』（大學館、明治三十五年九月）三六―四〇ページ。鳥谷部銑太郎（春汀）著『時代人物月旦』（博文館、明治三十八年四月）一八七―二〇八ページ。後藤武夫『子爵清浦奎吾傳』（日本魂社、大正一三年）七―二七ページ。井上正明編『伯爵清浦奎吾傳』上卷（伯爵清浦奎吾傳刊行會、昭和一三年）一―五六ページ。内田寧磨編『清浦伯を仰ぐ』（熊本縣鹿本郡來民町役場、昭和一八年）五―一二ページ。『清浦奎吾小伝』（清浦奎吾顕彰會、昭和六一年）四―一ページ。『さいたま市立七里小学校創立百三十周年記念誌「七里小学校のあゆみ」』（平成一三年）。
- (3) 埼玉県立文書館所蔵（學務部、簿冊番号明五〇九二、件名番号一）。
- (4) 同右。
- (5) 埼玉県文書館所蔵（庶務部、整理番号明治九〇七、複写本番号C一九二八二、番号二一）。
- (6) 埼玉県文書館所蔵（庶務部、整理番号明治九三一―一、複写本番号C一九二八八、番号一八一）。
- (7) 埼玉県文書館の所蔵文書（庶務部、整理番号明治九五一一―一二、複写本番号C二〇一九九）のなかに埼玉縣令吉田清英宛の警保局長清浦奎吾書簡（明治一八年七月三日付）が一通挿入されている。前年一二月の秩父事件をめぐって埼玉縣江夏警部長への慰勞金下賜を吉田縣令が内務大臣に

願い出たところ、清浦がこれを退けるという内容であった。この書簡翻刻には松田隆行花園大学文学部准教授の協力を仰いだ。が、本稿にとって意味ある内容と判断し、以下その全文を紹介する。本稿の結論部分で清浦に〈弱者が抱える困難さに対する同情〉があると指摘したが、それと対になった強者の驕りに対する反撥も清浦にはあるように思われる。すなわち、

拜啓陳ハ客歳 秩父郡

騷擾之際江夏警部長

非常勤務ノ廉ヲ以テ

慰勞金下賜手配ニ付

四月二日付ノ御申牒御預ヲ

致置失ニ内調ヲ遂候処

御上申之趣ニテハ警ヒ昼夜

奔走盡力アリタルモ別ニ

特殊著明ノ廉無之

シテハ到底本務ニ従事

シタルモノト云フノ外無之故ニ

奏任官ニ在テハ申立ノ理由

ト為シ難キ可ト致愚考

候条カ様御了知相成度

依テ御申牒一先及御返戻

候御入手被下度候早々頓首

七月三日 警保局長清浦奎吾

吉田埼玉縣令殿

(8) 埼玉県教育委員会編『埼玉人物事典』(埼玉県、平成一〇年)二九八ページ。

(9) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、第一篇「生立ち」、第三節「在塾七年」の個所参照。

(10) 『財団法人矯正協会百年年譜資料』(矯正協会百周年記念論文集別巻、平成二年)五二一〜五二六ページに掲載の「清浦奎吾 年譜」は、この清浦家所蔵の履歴書に依ったものと思われる。

- (11) 鳥谷部銃太郎(春汀)著『時代人物月旦』(博文館、明治三十八年四月)一九三〜一九四ページ。
- (12) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、五六ページ。
- (13) 同右、五六〜五七ページ。
- (14) 墨堤隠士著『明治人物の少壮時代』(大學館、明治三十五年九月)三七〜三八ページ。
- (15) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、七八ページ。
- (16) 同右、八三〜八四ページ。
- (17) 同右、九四ページ。
- (18) 『治罪法講義 隨聽隨筆』、一〇〜一一ページ。
- (19) 遠藤興一「開明官僚と社会事業(二)」、明治学院論叢『社会学・社会福祉学研究』五八号(一九八一年九月号)三ページ以下等参照。なお、山室信一『法制官僚の時代』(木鐸社、一九八四年)は清浦には論及していない。
- (20) 『清浦伯爵 警察回顧録』(警察協会、昭和四年)三二ページ。
- (21) 『新聞集成明治編年史』第四巻(新聞集成明治編年史編纂會、昭和一〇年)一七八ページ。
- (22) 同右、四七五ページ。
- (23) 天野嘉子「井上毅文書にみる参事院構想の変容」、『法政治学論究』第八〇号(二〇〇九年三月)二六三ページ。
- (24) 同右、二七八ページ。
- (25) 同右。
- (26) 『清浦伯爵 警察回顧録』三四〜三五ページ。
- (27) 同右、三五ページ。
- (28) 『奎堂餘唾』(警察機關社、明治二四年)一〇〇ページ。なお、この『奎堂餘唾』はその例言二ページにあるように「明治十八年以降二十四年三月ニ至ルノ間警官練習所監獄官練習所及華族会館等ニ於テ講演セラレタルモノ」であり、以下にその目次(ページ数)と初出雑誌の掲載箇所(ページ数)をそれぞれ結んで示す。例えば、第一章第一節「警察大意」一、二、三、四は明治三年一〇月二三日に華族会館で行われた『内務省警保局長清浦奎吾氏警察事項ニ関スル演説』そのものであり、また本注の引用箇所「奎堂餘唾」一〇〇ページは『警察監獄学会雑誌』第二号(二〜三)と於警官練習所清浦奎吾演説『講談筆記』(警官練習所蔵版、博聞社、明治二年五月二三日)(九〜一一)の両方に掲載されている文章であった。なお、その「警察監獄学会雑誌」、『講談筆記』および第二篇第三章の「清浦君演説」の三種はいずれも矯正協会矯正図書館所蔵資料であり、同館所蔵資料において調査した。すなわち、



『奎堂餘睡』目次

第一篇 警察

第一章 一般警察ノ要領

第一節 警察大意——『内務省警保局長清浦奎吾氏警察事項ニ関スル演説』（華族会館幹事醍醐忠敬発行兼編輯、明治二四年二月一五日印刷）

一 警察ノ意義（一〇〇〜一〇八）

二 警察ノ沿革（八〇〜一一一）

三 警察ノ組織（一一一〜一二二）

四 結論（一二二〜一二四）

第二節 警察ノ精神（一二四〜一三五）

——『警察監獄学会雑誌』第一号（一〇〜一五）／於警官練習所清浦奎吾演述『講談筆記』（警官練習所蔵版、博聞社、明治二二年五月三日）（五五〜六二）

第三節 行政処分（一三五〜一四四）

——『講談筆記』（六二〜六八）

第四節 官吏ノ責任及賠償（一四四〜一五〇）

——『講談筆記』（四五〜五〇）

第五節 保護干渉ノ別（一五〇〜一五三）

——『講談筆記』（一九〜二二）

第六節 政党政社ノ別（一五三〜一六二）

——『講談筆記』（三九〜四五）

第七節 営業自由（一六二〜一六八）

——『講談筆記』（五〇〜五四）

第二章 地方警察ノ実務

第一節 規則制定及執行権

二 取締規則制定（一六八〜一七二）

三 官署ニ対スル取締規則ノ執行（一七二〜一八二）

四 人民ニ対スル取締規則ノ執行（一八二〜一八四）

第二節 外国人取締（一八四〜一八七）

第三節 犯罪着手ノ注意（一八七〜一八九）

第四節 受付事務（一八九〜一九一）

第五節 費用節減（一九一〜一九五）

——『警察監獄学会雑誌』第五号（一〇〜一二）／『講談筆記』（二三〜二五）

——『警察監獄学会雑誌』第六号（八〜一二）／『講談筆記』（三三）

——『警察監獄学会雑誌』第五号（二〜三）／『講談筆記』（二七）

——『講談筆記』（二九〜三二）

——『警察監獄学会雑誌』第六号（八）／『講談筆記』（三二〜三三）

——『講談筆記』（五〜六）

——『警察監獄学会雑誌』第二号（六〜八）／『講談筆記』（二六〜二九）



- 第六節 署長処務(九五〇九九) — 「警察監獄学会雑誌」 第二号(一一二) / 「講談筆記」(六〇九)
- 第七節 訓授并新任巡査(九九〇一〇三) — 「警察監獄学会雑誌」 第二号(一一三) / 「講談筆記」(九〇一)
- 第八節 留置場(一〇三〇一〇五) — 「警察監獄学会雑誌」 第二号(三〇四) / 「講談筆記」(一一〇一三)
- 第九節 駐在所(一〇五〇一〇〇) — 「警察監獄学会雑誌」 第二号(四〇六) / 「講談筆記」(一一三〇一六)
- 第十節 報告(一一〇〇一〇一) — 「警察監獄学会雑誌」 第五号(五〇六) / 「講談筆記」(一一〇二二三)
- 第十一節 帳簿ノ整理(一一二〇一〇一三) — 「警察監獄学会雑誌」 第五号(六〇) / 「講談筆記」(一一〇二二三)
- 第十二節 統計(一一三〇一〇一四) — 「警察監獄学会雑誌」 第五号(六〇) / 「講談筆記」(一一〇二二七)

第二篇 監獄

- 第一章 監獄事務改良大体ノ方針(一一五〇一〇二二) — 「警察監獄学会雑誌」 第一号(一〇四)
- 第二章 監獄官練習所設立ノ目的(一二三〇一〇三三) — 「警察監獄学会雑誌」 第六号(一〇七)
- 第三章 監獄官ノ紀律(一三三〇一〇六一) — 「清浦君演説」(一二〇一七、一〇八)
- 第四章 監獄ノ経済(一六二〇一〇七〇) — 「警察監獄学会雑誌」 第一〇号(一〇四)
- 第五章 監獄ノ建築(一七〇〇一〇八六) — 「警察監獄学会雑誌」 第二卷第一号(一〇四)
- (29) 宮地忠彦『震災と治安秩序構想』大正デモクラシー期の「善導」主義をめぐって(クレイン、二〇二二年)七ページ。
- (30) 『清浦伯爵 警察回顧録』、四四ページ。
- (31) 『奎堂餘唾』、九八ページ。
- (32) 同右、九七ページ。
- (33) 同右、九八ページ。
- (34) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、二六六ページ。この政府委員清浦の発言は次注の発言ともども『官報第二千二百九十八號附録』(明治二四年三月二日 内閣官報局)に掲載の「衆議院第一回通常會議事速記録第五十六號 明治二十四年三月一日 集會及政社改正法案 第一讀會」八九七ページにて確認出来る。ただし官報での記載はカタカナ表記であり、『伯爵清浦奎吾傳』は若干の字句変更も行なっている。
- (35) 同右。
- (36) 同右、二七〇ページ。この発言部分も同じく前注の『官報第二千二百九十八號附録』八九八ページにて確認出来る。
- (37) 拙著『監獄行政官僚と明治日本—小河滋次郎研究』一四一ページ参照。
- (38) 渡辺忠威著『警察教育の先覚者たち』(立花書房、昭和五七年)八〇〇八二ページ。

- (39) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、二〇三ページ。
- (40) 同右。
- (41) 同右、二〇七～二〇八ページ。
- (42) 『新聞集成明治編年史』第七巻、一四〇ページ。